

注意!!

最低賃金の引上げに伴う対応はお済みですか？

最低賃金の引上げにより労務費等のコストが大幅に上昇した下請事業者から単価の引上げを求められたにもかかわらず、親事業者が一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注することは、買いたたきに該当するおそれがあります（下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4の5(2)ウ）。

（参考：下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の抜粋）

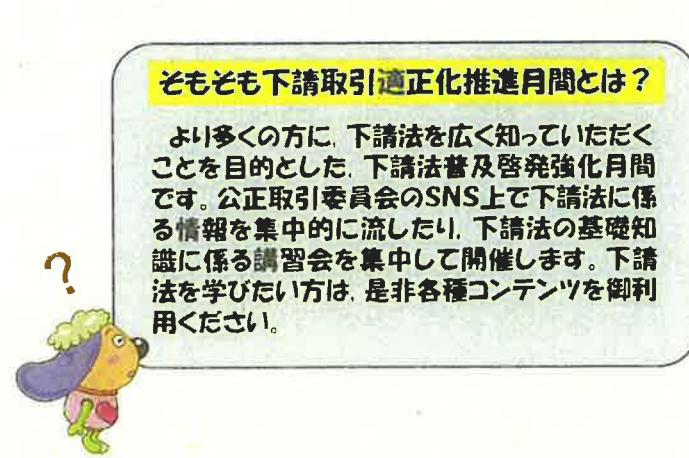
第4 親事業者の禁止行為

5 買いたたき

（2）次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

ウ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。

公正取引委員会では、下請法をいつでも、どこでも学ぶためのコンテンツを作成しています



公正取引委員会
キャラクター どっけん

最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた

中小事業者等取引公正化推進 アクションプラン



公正取引委員会は、令和3年9月8日、最低賃金の引上げ等に伴い、買いたたき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないよう、取引の公正化を一層推進するため、令和3年9月の「価格交渉促進月間」における活動の一環として、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を公表しました。

1 下請法等の執行強化

- ・下請法違反被疑事実等に係る情報収集の取組強化
買いたたきの指導実績が多い業種等への調査拡大
最低賃金の引上げ等に伴う影響に関する質問追加
- ・注意喚起文書による親事業者に対する要請の実施

2 相談対応の強化

- ・不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の設置
- ・オンライン相談会の実施

3 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充強化

- ・買いたたきに関する下請法上違反となるおそれのある行為についての考え方の明示・周知徹底
- ・事業者団体等との連携拡大を通じた全国津々浦々へ
アクションプランの周知徹底
- ・下請法に関する新しい動画の公開

**公正取引委員会**
JAPAN FAIR TRADE COMMISSION
<https://www.jftc.go.jp/>



不当なしわ寄せに関する下請相談窓口



公正取引委員会では、取引先から最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せを受けるおそれのある中小事業者等の皆様から、下請法に関する相談を受け付けております。

フリーダイヤル

0120-060-110

【受付時間】 10:00 ~ 17:00

(土日祝日・年末年始を除く。)

※固定電話のほか、携帯電話からもご利用いただけます。

※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。



公正取引委員会

JAPAN FAIR TRADE COMMISSION

<https://www.jftc.go.jp/>



中小事業者等のためのオンライン相談会



中小事業者等からの要望に応じ、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制又は下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を開催しています。

1 対象

下請事業者をはじめとする中小事業者等（原則3社以上）の代表者又は従業員（所属する団体の定例的な会合の場での開催も可能）。



2 開催方法

WEB会議システムを用いて実施。

3 申込方法

相談会の開催を希望する中小事業者等（原則3社以上）は、代表の中小事業者等が参加人数分を取りまとめた上、以下の記入事項を電子メールに記入の上、申込先メールアドレスまで送信してください。



（1）記入事項

- ・申込代表者の会社名・所在地・資本金額・業種
- ・申込代表者の氏名・連絡先（電話番号）
- ・参加者の人数
- ・参加者の概要（例：下請事業者、物流事業者、納入業者）
- ・開催希望日（第1希望から第3希望まで。土日祝日は不開催）
- ・相談内容（複数可。簡潔で構いません。）

（2）申込メールアドレス soudankai-○-jftc.go.jp

※迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。

4 その他

- （1）申込みが多数の場合、御希望どおりにお受けできない場合がありますので、御了承ください。
- （2）申込みの際に御提供いただいた個人情報は、相談会業務以外の目的には一切使用しません。





最低賃金の引上げに伴う対応はお済みですか？

最低賃金の引上げにより労務費等のコストが大幅に上昇した下請事業者から単価の引上げを求められたにもかかわらず、親事業者が一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注することは、買いたたきに該当するおそれがあります（下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4の5(2)ウ）。

（参考：下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の抜粋）

第4 親事業者の禁止行為

5 買いたたき

- (2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。
ウ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。



公正取引委員会

JAPAN FAIR TRADE COMMISSION

<https://www.jftc.go.jp/>

